

【表紙】

| | |
|--|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 平成29年12月20日 |
| 【発行者名】 | J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 大越 昇一 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング |
| 【事務連絡者氏名】 | 内藤 敏信 (連絡場所) 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング |
| 【電話番号】 | 03 - 6736 - 2000 |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】 | J P M新成長株オープン |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】 | 2,000億円を上限とします。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

．【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成29年6月20日付で提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また記載事項の一部訂正を行うため、訂正届出書を提出いたします。

．【訂正の内容】

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（3）ファンドの仕組み

（八）委託会社の概況

<訂正前>

資本金 2,218百万円（平成29年4月末現在）

～（略）

大株主の状況（平成29年4月末現在）

（以下略）

<訂正後>

資本金 2,218百万円（平成29年10月末現在）

～（略）

大株主の状況（平成29年10月末現在）

（以下略）

2【投資方針】

（3）運用体制

<訂正前>

当ファンドにかかる委託会社における運用体制は以下のとおりです。

（略）

株式運用本部の株式運用部には11名のポートフォリオ・マネジャーが所属しています。株式運用部内で開催される運用に関わる諸会議にて、銘柄評価、資産配分、投資政策等、運用の基本方針を策定します。

（略）

（注）前記の運用体制、組織名称等は、平成29年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（以下略）

<訂正後>

当ファンドにかかる委託会社における運用体制は以下のとおりです。

（略）

株式運用本部の株式運用部には12名のポートフォリオ・マネジャーが所属しています。株式運用部内で開催される運用に関わる諸会議にて、銘柄評価、資産配分、投資政策等、運用の基本方針を策定します。

（略）

（注）前記の運用体制、組織名称等は、平成29年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（以下略）

3【投資リスク】

(1) リスク要因

原届出書の「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 3投資リスク (1) リスク要因」の末尾に記載される参考情報について以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

参考情報

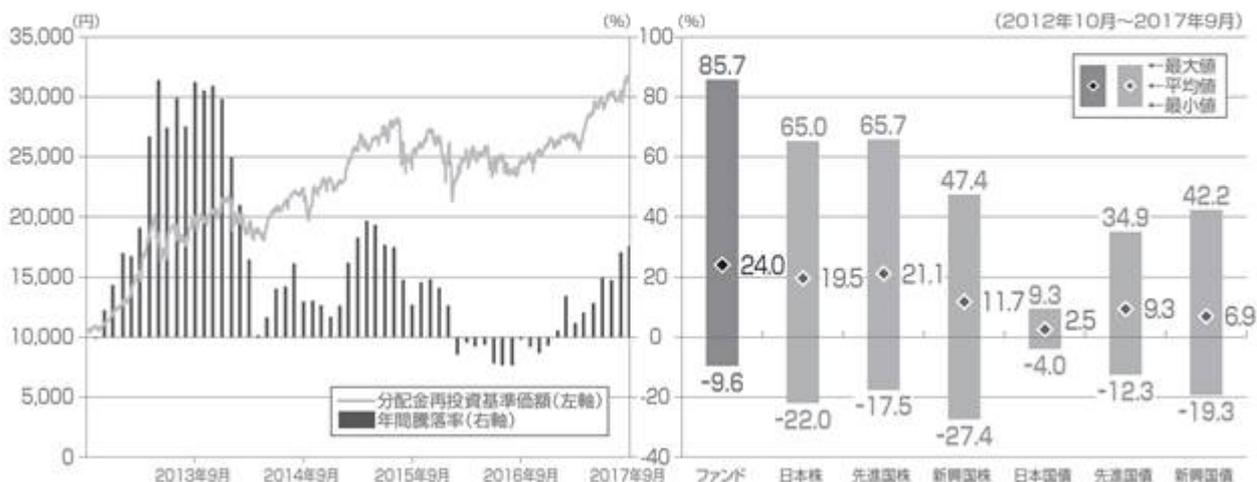
下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

<ファンドの分配金再投資基準価額・年間騰落率の推移>

2012年10月～2017年9月の5年間に於ける、ファンドの分配金再投資基準価額(日次)と、年間騰落率(毎月末時点)の推移を示したものです。

<ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較>

左のグラフと同じ期間における年間騰落率(毎月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



(ご注意)

- 分配金再投資基準価額(分割調整済)は、信託報酬控除後のもので、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。
- ファンドの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における分配金再投資基準価額(分割調整済)を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。設定から1年未満の時点では算出されません。)
- 代表的な資産クラスの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の毎月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ファンドの分配金再投資基準価額(分割調整済)および年間騰落率は、実際の基準価額およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

○代表的な資産クラスを表す指数

- 日本株・・・TOPIX(配当込み)
- 先進国株・・・MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債・・・NOMURA-BPI(国債)
- 先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債・・・JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバル(円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジを行わないものとして算出されたものです。なお、MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、委託会社で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、株東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

MSCIコクサイ指数およびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が発表しています。同インデックスに関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しています。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、同社が発表したMSCIコクサイ指数(配当込み、米ドルベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)を委託会社にて円ベースに換算したものです。

NOMURA-BPI(国債)は、野村證券株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスであり、著作権はCitigroup Index LLCに帰属しています。

JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバルは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

（２）投資リスクに関する管理体制

<訂正前>

委託会社においては、運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

（図略）

（平成29年3月末現在）

（略）

<訂正後>

委託会社においては、運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

（図略）

（平成29年9月末現在）

（略）

J Pモルガン・アセット・マネジメントにおける利益相反の開示について

委託会社を含むJ Pモルガン・アセット・マネジメントは、ファンド（J Pモルガン・アセット・マネジメントが設定、設立、運用等を行っている投資信託等のファンドをいい、当ファンドを含みます。以下この項において同じ。）と、J Pモルガン・アセット・マネジメントの間において利益相反が生じる可能性を認識しており、その内容は以下のとおりです。

ファンドへの投資には、いくつかの実際の利益相反または潜在的利益相反が伴います。たとえば、委託会社等のファンドの運用を担当する者（以下「アドバイザー」といいます。）やその関係会社（この項においてあわせて「J Pモルガン」といいます。）は、様々な異なるサービスをファンドに提供します。ファンドはJ Pモルガンに報酬を支払います。その結果、J Pモルガンには、ファンドとの取り決めをする動機があり、その動機とファンドの最良の利益とのバランスをとろうとして、J Pモルガンは利益相反に直面します。J Pモルガンは、他の顧客の投資顧問会社としてサービスを提供する場合も、利益相反に直面し、他の顧客のために、アドバイザーがファンドのために行った投資判断とは異なる投資判断を行ったり、あるいはアドバイザーがファンドのために行った投資判断にマイナスの影響を与えるような投資判断を行うことがあります。さらに、アドバイザーの関係会社は、幅広い各種サービスと金融商品を顧客に提供しており、ファンドが現に投資しているか、将来投資する可能性のある世界的な通貨、株式、商品、債券等の市場への主要な参加者です。ある場合においては、サービスや金融商品を顧客に提供することにより、これらの関係会社の活動は、ファンドにとっての不利益や制約となったり、これらの関係会社にとっては利益になったりします。アドバイザーは、ファンドのために有価証券を取引するアドバイザーの能力にマイナスの影響を及ぼす可能性のある、いわゆるインサイダー情報を入手することがあるかもしれません。J Pモルガンとファンドは、十分適切に利益相反を防止し、制限し、軽減できる方針と手順を採用しています。さらに、例外が適用されない限り、これらの利益相反を引き起こす活動の多くは、法律によって制限されており、禁止されています。利益相反の詳細については、後記「潜在的利益相反」をご覧ください。

潜在的利益相反

J Pモルガンは、多数の投資一任運用サービスおよび投資助言運用サービスならびに金融商品を、機関投資家顧客と個人投資家に提供しています。さらに、J Pモルガンは、幅広い各種サービスと金融商品をその顧客に提供する多角化された投資サービス提供会社であり、ファンドが現に投資しているか、今後投資する可能性のある、世界的な通貨、株式、商品、債券等の市場への主要な参加者です。投資者には、以下に記されている、J Pモルガンが投資運用サービスの運営にあたって直面することがある、潜在的および実際の利益相反を、慎重に確認していただく必要があります。J Pモルガンとファンドは、以下に述べる利益相反を

防止し、制限し、軽減するように合理的に設計された方針と手順を採用しています。また、例外が適用されない限り、これらの利益相反を引き起こす行為の多くは法律によって制限されているか、または禁止されています。

この記載は、起きうる潜在的な利益相反の完全な列挙または説明ではなく、またそれを意図したものではありません。

複数の顧客のための代理行為 一般に、複数の顧客に投資運用サービスを提供して、随時、異なる投資アドバイスを異なる顧客に提供する場合、アドバイザーは利益相反に直面します。たとえば、アドバイザーが運用する資産または口座（以下「他の口座」といいます。）が、ファンドが保有する有価証券と同じ有価証券を空売りする場合、空売りが当該有価証券の市場価格が下がる原因となれば、アドバイザーは空売りを行った他の口座のためにファンドの運用成果を害したとみなされることがあります。さらに、一つ以上の他の口座が、ファンドが投資している金融商品または有価証券の発行体が発行する、別の種類の金融商品または有価証券に投資する場合、利益相反が起こることがあります。ある状況では、ファンドが投資している発行体について、他の口座においては異なる投資目的があったり、または権利を求めたり実行する可能性があり、これらの活動がファンドに悪い影響を与える可能性があります。たとえば、ファンドがある発行体の債券を保有し、他の口座が同じ発行体の株式を保有する場合に、その発行者が財務上または営業上の難局を経験したときは、ファンド（債券を保有する）は発行体の清算を求めるかもしれませんが、他方で他の口座（株式を保有する）は発行体の再建を選択するかもしれません。そのうえ、ファンドが投資する発行体は、ファンドからの投資資金を、J Pモルガンまたは他の口座に対する債務の返済につながる結果になる、借換や資本構成の再編成を行うために使うかもしれません。そのような借換または再編成の後、当該発行体の業績が向上しなければ、ファンドの運用成績は影響を受けますが、他の口座はもはや当該発行体に対し投資していないので、運用成績に影響がありません。利益相反は、破たんする発行体については大きなものとなります。債務超過、破産、再編または類似した手続きに関連して、J Pモルガンまたは他の口座が保有する他の権利や行動または立場によって、ファンドが取ることができる立場または行動が（適用される法、法廷その他によって）制限されることがあります。

他の口座が保有するポジション（持ち高）により、ファンドが保有するポジションの価値や価格が希薄化したり、ファンドが保有するポジションと関連した投資戦略の効果が薄れてしまったり、あるいはそのような価値、価格または投資戦略にマイナスの影響を及ぼすこともあります。たとえば、このような状況は、ファンドのための投資判断が、アドバイザーが異なる投資戦略に従う他の口座のために行う、またはアドバイザーの関係会社はその顧客の口座のために行うポートフォリオにおける投資決定のためにも使用される、企業調査等の情報に基づいて行われる場合に生じることがあります。他の口座またはアドバイザーの関係会社が運用する口座が、ファンドのためのポートフォリオにおける投資決定または戦略と類似した、ポートフォリオにおける投資決定または戦略を先だててまたは同時に実行する場合、（ポートフォリオにおける投資決定が同じ企業調査の分析またはその他の情報から由来する否かを問わず）、市場への影響、流動性の制約または他の要因によりファンドにとって不利な投資結果となる可能性があり、そして、そのようなポートフォリオにおける投資決定または戦略を実行する費用は増える可能性があり、あるいはそれ以外にファンドにとって不利な結果となる可能性があります。

ファンドに適切である投資機会は他の口座にとっても適切である場合があり、ファンドが望むとおりに、それらの投資の配分を全てまたは一部分受けられるという保証はありません。アドバイザーは、成功報酬またはより高い運用報酬を支払い、かつファンドと同一または類似の運用戦略を採用するかまたはファンドとほぼ同様の資産に投資する他の口座を運用しているため、そのことがアドバイザーが（例えば、有価証券の取引にあたって）より高い報酬を支払う可能性のある口座を有利に扱う動機となる場合があります。

また、J Pモルガン、その取締役、役員または従業員も、自身の口座またはJ Pモルガンの自己勘定において、有価証券の売買等の取引をすることができます。J Pモルガンは、自己の裁量の範囲内で、顧客口座

のために行ったものと（時点または投資決定もしくは行動の性質を含め）異なる投資決定や投資行動を、自己の勘定について行うことができます。さらに、アドバイザーは、JPモルガンまたはその従業員が自己の口座、アドバイザーの自己勘定口座、アドバイザーの関係会社の自己勘定口座、またはアドバイザーの関係会社の顧客口座のために売買した有価証券と同一のものを、アドバイザーの顧客口座のために売買する義務を負いません。JPモルガンとその取締役、役員および従業員は、自身の口座または自己勘定にとって有利となる、収入を得る等の動機があるため、利益相反に直面します。

一部のファンド・オブ・ファンズのポートフォリオ・マネージャーは、ファンド・オブ・ファンズと類似の運用戦略を採用する単独運用の口座のポートフォリオ・マネージャーであるため、当該ファンド・オブ・ファンズの投資対象ファンドの保有資産の状況を知り、また当該投資対象ファンドの投資戦略および投資手法についての知識を有することがあります。したがって、そのようなポートフォリオ・マネージャーは、投資先ファンドへの投資配分のタイミングおよび金額の決定、ならびに投資先ファンドの選択にあたって、利益相反に直面します。また、JPモルガンは、ある手数料を免除する場合、その免除により運用成績が向上する場合に、利益相反に直面します。

複数の業務機能での行為 JPモルガンは、幅広い各種サービスと金融商品とその顧客に提供する多角化された投資サービス提供会社であり、ファンドが現に投資しているか、投資する可能性がある、世界的な通貨、株式、商品、債券等の市場への主要な参加者です。JPモルガンには通常これらの活動により報酬を得ることができますが、ファンドはそのような報酬を得ることはできません。サービスと金融商品をファンド以外の顧客に提供する際に、JPモルガンは、一方でファンドのために推奨したり実施したことと、他方でJPモルガンの他の顧客のために推奨したり実施したことに関し、随時利益相反に直面します。たとえば、JPモルガンは、多数の米国内外の人々および政府と、銀行業務およびその他の金融・アドバイ業務にかかる関係があり、そのような関係をさらに発展させようと努めています。JPモルガンはまた、世界中で企業の潜在的な買い手と売り手に対し、アドバイスの提供・代理を行っています。ファンドは、JPモルガンが代理するまたはJPモルガンと銀行業務もしくはその他の金融業務の関係がある企業に、投資しているか投資しようとする場合があります。また、JPモルガンのある顧客は、ファンドを含むJPモルガンが利害関係を持つ法人等に投資することがあります。その顧客にサービスを提供する際に、JPモルガンは、ファンドまたはファンドにおける投資と競争関係にあるか、さもなければ悪影響を与える行動を推奨することがあります。そのような関係がファンドが特定の取引を行うのを妨げることがあり、ファンドにおける投資の柔軟性を阻害することもあることも、ご理解いただく必要があります。

JPモルガンは、ファンドに対して投資運用、資産保管、管理、会計処理、受益者管理その他のサービスを提供することにより補助的利益を得ており、そのようなサービスをファンドに提供することは、様々な関係者とJPモルガンの関係を強化し、さらなる事業開発を容易にし、JPモルガンがさらなるビジネスを得て追加の収益を生み出すことを可能とする可能性があります。

ファンドに悪影響を与える参加 JPモルガンがある市場へ参加することにより、または特定の顧客のためのJPモルガンの行動により、ファンドが当該市場で取引することが制限され、JPモルガンは関係する利益に関して利益相反に直面することがあります。たとえば、ファンドと別のJPモルガンの顧客がそれぞれ、ある発行体の資本構成の異なる部分に投資する場合、債務処理の過程で「債務不履行事由（イベント・オブ・ディフォルト）」を引き起こすべきかどうか、または、投資からどのように離脱するかの決定は、利益相反となることがあります。前記「複数の顧客のための代理行為」もご参照ください。

優遇措置 アドバイザーは、特定のファンドまたは他の口座に関して、他のファンドに関して受領するよりも多くの報酬を受領することがあり、または特定の口座における運用成績が一部分反映して算出される報酬を受領することがあります。このことは、それらの口座を有利に取り扱う動機をアドバイザーとそのポートフォリオ・マネージャーに提供することとなり、利益相反を生じます。実際のまたは潜在的な利益相反は、

ポートフォリオ・マネージャーが複数の口座またはファンドに運用責任を持っている場合にも生じ、例えばそれぞれのファンドまたは口座の運用に向ける時間や注意が不平等になることがあります。

発注の配分と一括 潜在的利益相反は、有価証券取引の発注の一括や、有価証券取引または投資機会の配分にあたって生じます。J Pモルガンには、取引または投資する機会を特定の口座またはファンドに割り当てようとする動機があるため、一括発注された取引の配分（特に流通量が限られているために部分的にしか約定が成立しなかった場合）、および投資する機会の配分においては、潜在的な利益相反が生じます。たとえば、J Pモルガンには、その運用する口座を有価証券の公募に参加させる動機がありますが、それは当該参加によりJ Pモルガンへの当該公募における有価証券の全体的な配分を増やすこととなり得るためです。また、J Pモルガンがあるファンド・オブ・ファンズの運用を行うと共にその投資先ファンドも運用する場合、ファンド・オブ・ファンズの資産を投資先ファンドに配分するときには、ある種の潜在的利益相反に直面します。たとえば、J Pモルガンには、ファンド・オブ・ファンズの資産を、新しい投資先ファンドの設定時の当初資金とするために配分したり、または規模の小さい投資先ファンドであってJ Pモルガンに高い報酬を支払ってくれるもの、もしくはJ Pモルガンが設定時の当初資金を拠出しているものに配分する動機があります。

総合的持ち高限度 潜在的利益相反は、法律、規制、契約、内部方針等によってJ Pモルガンに課せられた投資規制のため、J Pモルガンが有価証券または他の金融商品のグループ全体での投資における持ち高制限を遵守する場合にも生じます。当該制限により、たとえ他の条件ではある有価証券または金融商品があるファンドの投資目的に適合していたとしても、そのファンドは当該有価証券または金融商品を購入できず、または将来購入できないこととなる場合があります。たとえば、特定の種類の有価証券に対する関係会社である投資家による投資額合計に対する制限があり、当該制限は追加的な規制当局または社内の許可手続きなしには越えることができません。また、ファンドによるオプションの引き受けについての制限もあり、当該制限はアドバイザーが他の投資運用顧客のために引き受けるオプションの数量によって生じます。ある総所有基準額に達したり、またはある取引を行うことによって、ファンドが投資対象を購入もしくは売却し、または権利を行使し商取引を行うことは制限されます。

ソフトダラー アドバイザーは、統計情報の提供やその他の企業調査サービスの利用に対し、有価証券仲介取引により生じる手数料（いわゆる「ソフトダラー」）を特定のブローカーに支払う場合があります。統計情報やその他の企業調査は、ファンドのみでなくアドバイザーの他の顧客のために使われることがあり、また当該手数料を生じさせた口座以外の口座の運用に関連して使われることもあるので、アドバイザーは利益相反に直面します。

加えて、アドバイザーが統計情報やその他の企業調査サービスを入手するために、顧客口座から生じる売買委託手数料を使用する場合、アドバイザーは自分自身で当該統計情報やその他の企業調査サービスのために費用を捻出して支払う必要がないので、メリットを享受します。その結果、アドバイザーは、取引執行のために最低の費用とする目的ではなく、統計情報やその他の企業調査サービスを得るために、特定のブローカーを選択する動機を持つことがあります。

一部解約 J Pモルガンは、あるファンドに対し、自己資金で大きな資金拠出をしていることがあります。そのようなファンドにおいて、J Pモルガンが一部解約をなすべきか、またいつ一部解約をすべきかを決定するにあたり、ファンドおよび他の受益者に対する一部解約の影響を検討するとき、J Pモルガンは利益相反に直面します。J Pモルガンによるファンドの大規模な一部解約は、ファンドが（当該一部解約がなければ売却する必要のなかった）保有有価証券の売却をすることにつながり、キャピタル・ゲインの実現を加速し、取引費用が増えるという結果となるおそれがあります。大規模な一部解約は、ファンドの資産を大幅に減らすことがあり、流動性の減少と、（費用負担の上限が適用されるものの）費用負担率の上昇を引き起こします。

関係会社との取引 ファンドが他のファンドとまたはJ Pモルガンと、仕切売買または委託売買取引を行う場合、ファンドは利益相反の対象となります。

法律により許される範囲で、ファンドは、J Pモルガンと、J Pモルガンが自己勘定で自身のために行う取引（仕切売買取引）を行うことができ、J Pモルガンが取引の売り手・買い手の両当事者にアドバイスしつつ両当事者に対するブローカーとなる取引（クロス取引）を行うことができ、またJ Pモルガンが手数料を受け取る取引（委託売買取引）を行うことができます。仕切売買取引および委託売買取引は、J Pモルガンのみが単独で取引することにつながります。ファンドのために仕切売買または委託売買取引を行う場合、当該取引はJ Pモルガンに追加の報酬をもたらすため、J Pモルガンは利益相反に直面します。J Pモルガンは、これらの取引にかかわる関係者に対して、忠実義務と責任の分担が矛盾する関係になる可能性のある利益相反に直面します。

そのうえ、アドバイザーの関係会社は、電子コミュニケーション・ネットワークと代替トレーディング・システム（以下、あわせて「ECN」といいます。）に直接的または間接的な利害関係を有します。アドバイザーは、最良執行を追及するという信託義務に従って、アドバイザーの関係会社が利害関係を持つかまたは持つ可能性のあるECNを通じて、顧客のための取引を執行することがあります。このような場合、アドバイザーの関係会社は、ECNが請求する取引手数料を、ECNに対する出資割合に応じて間接的に得ることになります。

J Pモルガンがメンバーに含まれる有価証券の引受シンジケートが存在するときに、ファンドがその有価証券を購入する場合、J Pモルガンは利益相反に直面することとなります。それは、J Pモルガンは通常シンジケートにサービスを提供することにより手数料を受領し、場合によっては、ファンドが有価証券を購入する結果として、J Pモルガンが直接または間接的に金融取引上の義務から解放されることがあるからです。

関係会社である業務提供者 ファンドがJ Pモルガンの関係会社である業務提供者を使用する場合、J Pモルガンは利益相反に直面します。それは、関係会社を使用することで、J Pモルガンは全体としてより多額の手数料を受領することとなるからです。関係会社は、ファンドから報酬を得て、投資運用、資産保管、管理、会計処理および受益者管理サービスをファンドに対し提供します。同様に、アドバイザーがファンドのために融資枠を使用するまたは融資枠の条件を交渉すると決定した場合に、当該融資枠が関係会社によって提供されると、アドバイザーは利益相反に直面します。また、アドバイザーは、J Pモルガンが運営するファンド・オブ・ファンズのために、その投資先となるアクティブ運用のファンドを選ぶ際には、J Pモルガン・グループ内のものからのみ選択することとなります。たとえ、当該ファンド・オブ・ファンズにとってより適切である可能性があり、または優れた収益を上げている、グループ関係にはない投資先ファンドがあったとしても、アドバイザーは、グループ関係にはない投資先ファンドで利用可能なものについて、検討や調査はしません。サービスをファンドに提供するJ Pモルガンの関係会社は、ファンドがJ Pモルガンが運営するファンド・オブ・ファンズの投資先ファンドに含まれる場合、更に報酬を得ることにより利益を得ることとなります。

議決権行使 アドバイザーがファンドが保有する有価証券について議決権を行使する場合、潜在的利益相反が生じることがあります。議決権行使が、（J Pモルガンの持株会社である）J Pモルガン・チェース・アンド・カンパニーの株式またはファンドの受益権について行われる場合、あるいは議決権行使についての管理者が、当該議決権行使にかかる議案について、J Pモルガンの関係会社が投資銀行として関与しているかまたは公正意見書を提供していることを表明している場合、利益相反が存在するとみなされます。そのような利益相反が確認される場合、議決権行使は、独立した第三者によって、アドバイザーの議決権行使ガイドラインに従うか、当該第三者自身のガイドラインを使用して、行使されます。アドバイザーがファンドの資産を、アドバイザーの顧客でもある企業の有価証券に投資する場合、またはアドバイザーまたはその関係会社と重要な取引関係がある企業の有価証券に投資する場合で、当該企業の経営陣に反対する議決権行使が当

該企業とアドバイザーまたはその関係会社との取引関係を損ねるか影響する可能性があるとき、潜在的利益相反が起きることがあります。

融資 J Pモルガンは、ファンド間の融資またはJ Pモルガン・チェース銀行が提供する与信枠に関して利益相反に直面します。そのような融資や与信枠の提供は、J Pモルガンが1つのファンドの利益またはJ Pモルガン自身の利益を、他のファンドの利益より優先した場合、貸し手または借り手となるファンドを害することがあります。ファンドが有価証券貸出取引を実施する場合、アドバイザーの関係会社が有価証券貸出において業務提供者の役割を担う場合、あるいは有価証券貸出取引の一環で報酬を受領する場合、アドバイザーは利益相反に直面します。

個人の取引 J Pモルガンとその取締役、役員、代理人または従業員のいずれかが、自身の口座で有価証券取引を行った場合、利益相反に直面します。それは、ファンドが取引するものと同じ有価証券を取引することで利益を得る可能性があり、それによりファンドには不利な影響を引き起こすことがあるからです。

評価 アドバイザーは、ファンドの資産評価方針に従ってファンド内の有価証券と資産を評価します。アドバイザーは、場合によっては、その関係会社が同様の資産について行った評価とは異なる評価をすることがあります。その理由には、当該関係会社が、アドバイザーとは共有しない評価技法・モデル等に関する情報を持っていることが含まれます。このようなことは、特に、市場の相場が容易に入手できない、または市場相場が値付け時の価値を表していない（例えば新興企業のもの）有価証券その他の資産について、公正価値の算出を行った場合に生じます。アドバイザーが運用会社等として受領する報酬金額に影響を与えるため、アドバイザーは資産の評価に際しても利益相反に直面します。

情報アクセス J Pモルガンの様々な他の事業の結果、関係会社は随時、ある市場と投資に関する情報を入手することがあります。当該情報は、アドバイザーが知ったとしたら、ファンドが保有する投資資産を処分、保持または追加するようになるようなものであり、またはファンドのために持ち高を持ちたくなるようなものです。しかし、J Pモルガン内部の情報隔壁により、それがファンドの運用に関係するとしても、アドバイザーはそのような情報に触れることを制限されます。そのような関係会社は、アドバイザーが利用できない情報に基づいても、ファンドとは異なる形で取引することができます。

アドバイザーが有価証券の発行体に関していわゆるインサイダー情報を入手するか、入手したとみなされた場合、当該情報が公開されるか重要とはみなされなくなるまで、アドバイザーはその発行体の有価証券を、ファンドを含む顧客のために購入・売却することを制限されます。（そのような発行体には、ファンド・オブ・ファンズの投資先ファンドを含むことがあります。）

贈答・接待 アドバイザーの従業員は、時折、顧客、ブローカー等の仲介者またはファンドもしくはアドバイザーの業務提供者から、贈答・接待を受けることがあります。そのような贈答・接待は、アドバイザーの従業員の判断または従業員が業務を行う方法に影響を及ぼし、または影響を及ぼすことがあると見られる可能性があります。

4【手数料等及び税金】

（5）課税上の取扱い

<訂正前>

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成29年4月末現在適用されるものです。

（以下略）

<訂正後>

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成29年10月末現在適用されるものです。

（以下略）

5【運用状況】

原届出書の「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5運用状況」について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

(1) 投資状況

（平成29年10月20日現在）

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|---------------------|------|---------------|---------|
| 株式 | 日本 | 1,423,428,050 | 98.82 |
| 投資証券 | 日本 | 10,531,600 | 0.73 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | - | 6,523,009 | 0.45 |
| 合計(純資産総額) | | 1,440,482,659 | 100.00 |

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。投資比率は四捨五入です。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

（平成29年10月20日現在）

| 順位 | 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 業種 | 株式数 | 帳簿価額 単価 (円) | 帳簿価額 金額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|------|----|-------------------|----------|--------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 1 | 日本 | 株式 | ディスコ | 機械 | 2,300 | 16,900.00 | 38,870,000 | 24,380.00 | 56,074,000 | 3.89 |
| 2 | 日本 | 株式 | イリソ電子工業 | 電気機器 | 7,500 | 3,520.00 | 26,400,000 | 5,630.00 | 42,225,000 | 2.93 |
| 3 | 日本 | 株式 | スタートトゥデイ | 小売業 | 12,100 | 2,330.00 | 28,193,000 | 3,435.00 | 41,563,500 | 2.89 |
| 4 | 日本 | 株式 | 朝日インテック | 精密機器 | 6,400 | 4,460.00 | 28,544,000 | 6,220.00 | 39,808,000 | 2.76 |
| 5 | 日本 | 株式 | 日本電産 | 電気機器 | 2,800 | 10,735.00 | 30,058,000 | 14,180.00 | 39,704,000 | 2.76 |
| 6 | 日本 | 株式 | セリア | 小売業 | 5,900 | 4,270.00 | 25,193,000 | 6,250.00 | 36,875,000 | 2.56 |
| 7 | 日本 | 株式 | ミスミグループ本社 | 卸売業 | 11,300 | 2,015.00 | 22,769,500 | 2,930.00 | 33,109,000 | 2.30 |
| 8 | 日本 | 株式 | GMOペイメントゲートウェイ | 情報・通信業 | 4,000 | 5,660.00 | 22,640,000 | 8,120.00 | 32,480,000 | 2.25 |
| 9 | 日本 | 株式 | ベネフィット・ワン | サービス業 | 15,400 | 1,697.50 | 26,141,500 | 2,089.00 | 32,170,600 | 2.23 |
| 10 | 日本 | 株式 | パーソルホールディングス | サービス業 | 11,700 | 2,076.66 | 24,296,922 | 2,731.00 | 31,952,700 | 2.22 |
| 11 | 日本 | 株式 | 三和ホールディングス | 金属製品 | 21,600 | 1,080.00 | 23,328,000 | 1,347.00 | 29,095,200 | 2.02 |
| 12 | 日本 | 株式 | 太平洋セメント | ガラス・土石製品 | 6,500 | 3,950.00 | 25,675,000 | 4,405.00 | 28,632,500 | 1.99 |
| 13 | 日本 | 株式 | ペプチドリーム | 医薬品 | 8,200 | 2,680.00 | 21,976,000 | 3,475.00 | 28,495,000 | 1.98 |
| 14 | 日本 | 株式 | 西松建設 | 建設業 | 8,400 | 2,955.00 | 24,822,000 | 3,315.00 | 27,846,000 | 1.93 |
| 15 | 日本 | 株式 | りそなホールディングス | 銀行業 | 45,000 | 641.00 | 28,845,000 | 585.80 | 26,361,000 | 1.83 |
| 16 | 日本 | 株式 | エス・エム・エス | サービス業 | 7,300 | 2,721.00 | 19,863,300 | 3,575.00 | 26,097,500 | 1.81 |
| 17 | 日本 | 株式 | 熊谷組 | 建設業 | 7,000 | 3,020.00 | 21,140,000 | 3,460.00 | 24,220,000 | 1.68 |
| 18 | 日本 | 株式 | ドンキホーテホールディングス | 小売業 | 5,200 | 3,940.00 | 20,488,000 | 4,585.00 | 23,842,000 | 1.66 |
| 19 | 日本 | 株式 | トプコン | 精密機器 | 10,400 | 2,150.00 | 22,360,000 | 2,266.00 | 23,566,400 | 1.64 |
| 20 | 日本 | 株式 | ハーモニック・ドライブ・システムズ | 機械 | 4,200 | 3,460.00 | 14,532,000 | 5,540.00 | 23,268,000 | 1.62 |
| 21 | 日本 | 株式 | 日本新薬 | 医薬品 | 2,900 | 5,860.00 | 16,994,000 | 7,890.00 | 22,881,000 | 1.59 |
| 22 | 日本 | 株式 | 三井化学 | 化学 | 6,800 | 2,850.00 | 19,380,000 | 3,330.00 | 22,644,000 | 1.57 |
| 23 | 日本 | 株式 | フジシールインターナショナル | その他製品 | 6,300 | 2,421.00 | 15,252,300 | 3,465.00 | 21,829,500 | 1.52 |
| 24 | 日本 | 株式 | ニフコ | 化学 | 3,100 | 5,710.00 | 17,701,000 | 7,000.00 | 21,700,000 | 1.51 |
| 25 | 日本 | 株式 | SUMCO | 金属製品 | 10,300 | 1,931.69 | 19,896,451 | 2,069.00 | 21,310,700 | 1.48 |
| 26 | 日本 | 株式 | ニトリホールディングス | 小売業 | 1,200 | 13,480.00 | 16,176,000 | 16,860.00 | 20,232,000 | 1.40 |
| 27 | 日本 | 株式 | SCREENホールディングス | 電気機器 | 2,400 | 7,750.00 | 18,600,000 | 8,420.00 | 20,208,000 | 1.40 |
| 28 | 日本 | 株式 | 三浦工業 | 機械 | 7,700 | 1,824.00 | 14,044,800 | 2,599.00 | 20,012,300 | 1.39 |
| 29 | 日本 | 株式 | エフピコ | 化学 | 3,300 | 5,020.00 | 16,566,000 | 5,920.00 | 19,536,000 | 1.36 |

| | | | | | | | | | | |
|----|----|----|--------|----|-------|----------|------------|----------|------------|------|
| 30 | 日本 | 株式 | 関西ペイント | 化学 | 6,700 | 2,331.00 | 15,617,700 | 2,762.00 | 18,505,400 | 1.28 |
|----|----|----|--------|----|-------|----------|------------|----------|------------|------|

種類別および業種別投資比率

（平成29年10月20日現在）

| 種類 | 国内 / 外国 | 業種 | 投資比率 (%) |
|-------|---------|----------|----------|
| 株式 | 国内 | 建設業 | 4.25 |
| | | 食料品 | 0.91 |
| | | 化学 | 12.03 |
| | | 医薬品 | 4.38 |
| | | ガラス・土石製品 | 1.99 |
| | | 非鉄金属 | 1.01 |
| | | 金属製品 | 5.23 |
| | | 機械 | 10.97 |
| | | 電気機器 | 9.57 |
| | | 輸送用機器 | 1.94 |
| | | 精密機器 | 5.57 |
| | | その他製品 | 2.68 |
| | | 情報・通信業 | 3.52 |
| | | 卸売業 | 2.82 |
| | | 小売業 | 10.95 |
| | | 銀行業 | 2.86 |
| | | その他金融業 | 2.03 |
| | | 不動産業 | 1.92 |
| サービス業 | 14.19 | | |
| 小計 | | | 98.82 |
| 投資証券 | - | | 0.73 |

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

平成29年10月20日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

| 期 | 年月日 | 純資産総額 (百万円) (分配落) | 純資産総額 (百万円) (分配付) | 1口当たり 純資産額 (円) (分配落) | 1口当たり 純資産額 (円) (分配付) |
|-----|--------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 14期 | (平成20年3月21日) | 2,282 | 2,282 | 0.6863 | 0.6863 |
| 15期 | (平成21年3月23日) | 1,275 | 1,275 | 0.4304 | 0.4304 |
| 16期 | (平成22年3月23日) | 1,489 | 1,489 | 0.5562 | 0.5562 |
| 17期 | (平成23年3月22日) | 1,120 | 1,120 | 0.5142 | 0.5142 |
| 18期 | (平成24年3月21日) | 1,031 | 1,031 | 0.5058 | 0.5058 |

| | | | | | |
|-----|--------------|-------|-------|--------|--------|
| 19期 | (平成25年3月21日) | 1,323 | 1,323 | 0.7008 | 0.7008 |
| 20期 | (平成26年3月20日) | 1,329 | 1,329 | 0.8574 | 0.8574 |
| 21期 | (平成27年3月20日) | 1,536 | 1,562 | 1.1733 | 1.1933 |
| 22期 | (平成28年3月22日) | 1,334 | 1,334 | 1.1296 | 1.1296 |
| 23期 | (平成29年3月21日) | 1,253 | 1,274 | 1.1956 | 1.2156 |
| | 平成28年10月末日 | 1,266 | - | 1.1478 | - |
| | 平成28年11月末日 | 1,278 | - | 1.1655 | - |
| | 平成28年12月末日 | 1,269 | - | 1.1811 | - |
| | 平成29年1月末日 | 1,264 | - | 1.1851 | - |
| | 平成29年2月末日 | 1,264 | - | 1.2023 | - |
| | 平成29年3月末日 | 1,244 | - | 1.1865 | - |
| | 平成29年4月末日 | 1,268 | - | 1.2139 | - |
| | 平成29年5月末日 | 1,328 | - | 1.2903 | - |
| | 平成29年6月末日 | 1,341 | - | 1.3149 | - |
| | 平成29年7月末日 | 1,354 | - | 1.3415 | - |
| | 平成29年8月末日 | 1,370 | - | 1.3594 | - |
| | 平成29年9月末日 | 1,422 | - | 1.4261 | - |
| | 平成29年10月20日 | 1,440 | - | 1.4527 | - |

受益権の分割

平成12年3月21日現在の受益権を1対2の割合で分割いたしました。

平成12年10月2日現在の受益権を1対10,000の割合で分割いたしました。

分配の推移

| 期 | 1口当たり分配金(円) |
|----------|-------------|
| 14期 | 0.0000 |
| 15期 | 0.0000 |
| 16期 | 0.0000 |
| 17期 | 0.0000 |
| 18期 | 0.0000 |
| 19期 | 0.0000 |
| 20期 | 0.0000 |
| 21期 | 0.0200 |
| 22期 | 0.0000 |
| 23期 | 0.0200 |
| 24期(中間期) | 0.0000 |

収益率の推移

| 期 | 収益率(%) |
|-----|--------|
| 14期 | 29.9 |
| 15期 | 37.3 |
| 16期 | 29.2 |
| 17期 | 7.6 |

| | |
|----------|------|
| 18期 | 1.6 |
| 19期 | 38.6 |
| 20期 | 22.3 |
| 21期 | 39.2 |
| 22期 | 3.7 |
| 23期 | 7.6 |
| 24期（中間期） | 17.1 |

（注）収益率は計算期間末の基準価額（分配付）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落）（以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除したものです。

（４）設定及び解約の実績

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の残存口数は次の通りです。

| 期 | 設定口数（口） | 解約口数（口） | 残存口数（口） |
|----------|-------------|-------------|---------------|
| 14期 | 265,473,077 | 517,265,213 | 3,326,211,508 |
| 15期 | 4,480,275 | 366,334,798 | 2,964,356,985 |
| 16期 | 106,001,968 | 392,879,333 | 2,677,479,620 |
| 17期 | 2,501,109 | 501,016,853 | 2,178,963,876 |
| 18期 | 14,153,464 | 153,469,060 | 2,039,648,280 |
| 19期 | 4,501,980 | 156,092,908 | 1,888,057,352 |
| 20期 | 87,222,322 | 424,304,111 | 1,550,975,563 |
| 21期 | 1,335,959 | 242,733,433 | 1,309,578,089 |
| 22期 | 2,227,500 | 130,759,661 | 1,181,045,928 |
| 23期 | 586,319 | 133,121,254 | 1,048,510,993 |
| 24期（中間期） | 386,011 | 51,224,000 | 997,673,004 |

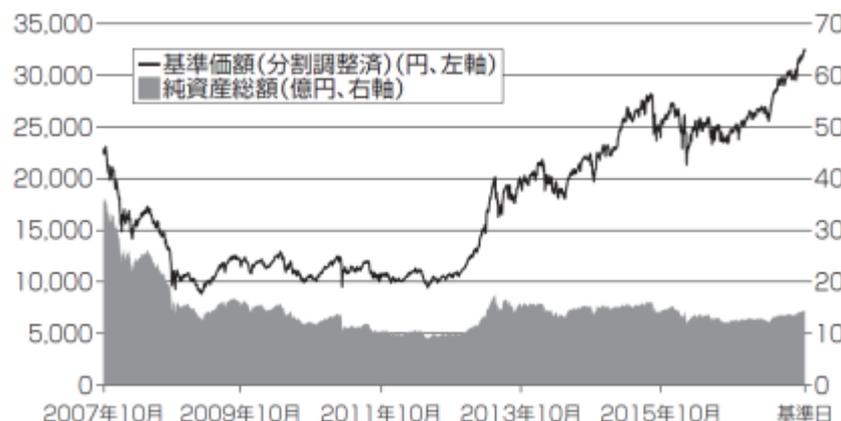
（注）設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

<参考情報>

最新の運用実績は、委託会社ホームページ（<http://www.jpmorganasset.co.jp/>）、または販売会社でご確認いただけます。過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

| | | | |
|-------|-------------|------|------------|
| 基準日 | 2017年10月20日 | 設定日 | 1994年4月28日 |
| 純資産総額 | 14億円 | 決算回数 | 年1回 |

基準価額・純資産の推移



* 基準価額（分割調整済）は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

* ファンドは2000年3月21日に1対2で受益権を分割していますが、上記基準価額（分割調整済）は当該分割が行われなかったとして算出したものです。また、2000年10月2日に1対10,000で受益権を分割しています。そのため、設定当初1口を1円と仮定して1万口当たりで算出しています。

分配の推移

| 期 | 年月 | 円 |
|-----|---------|-----|
| 19期 | 2013年3月 | 0 |
| 20期 | 2014年3月 | 0 |
| 21期 | 2015年3月 | 200 |
| 22期 | 2016年3月 | 0 |
| 23期 | 2017年3月 | 200 |

* 分配金は税引前1万口当たりの金額です。

組入上位銘柄

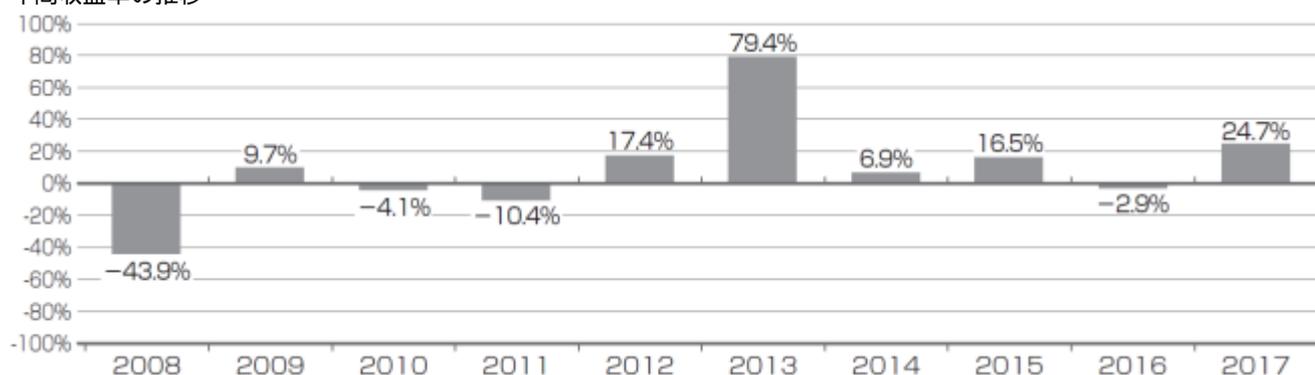
| 順位 | 銘柄名 | 業種 | 投資比率* |
|----|----------------|--------|-------|
| 1 | ディスコ | 機械 | 3.9% |
| 2 | イリソ電子工業 | 電気機器 | 2.9% |
| 3 | スタートトゥデイ | 小売業 | 2.9% |
| 4 | 朝日インテック | 精密機器 | 2.8% |
| 5 | 日本電産 | 電気機器 | 2.8% |
| 6 | セリア | 小売業 | 2.6% |
| 7 | ミスミグループ本社 | 卸売業 | 2.3% |
| 8 | GMOペイメントゲートウェイ | 情報・通信業 | 2.3% |
| 9 | ベネフィット・ワン | サービス業 | 2.2% |
| 10 | パーソルホールディングス | サービス業 | 2.2% |

業種別構成状況

| 業種 | 投資比率 |
|-------|-------|
| サービス業 | 14.2% |
| 化学 | 12.0% |
| 機械 | 11.0% |
| 小売業 | 11.0% |
| 電気機器 | 9.6% |
| その他 | 41.0% |

* 上記比率にファンドで保有する投資信託証券は含んでいません。

年間収益率の推移



* 年間収益率 (%) = { (年末営業日の基準価額 + その年に支払われた税引前の分配金) ÷ 前年末営業日の基準価額 - 1 } × 100

* 2017年の年間収益率は前年末営業日から2017年10月20日までのものです。

* 投資信託証券とは、投資信託もしくは外国投資信託の受益証券、投資証券、または外国投資証券の総称です。

* ベンチマークは設定していません。

* 当ページにおける「ファンド」は、JPM新成長株オープンです。

運用実績において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および収益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

ファンドの純資産総額に対する投資比率です。

第3【ファンドの経理状況】

<訂正前>

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期計算期間（平成28年3月23日から平成29年3月21日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

<訂正後>

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

また、当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表および中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期計算期間（平成28年3月23日から平成29年3月21日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

また、当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（平成29年3月22日から平成29年9月21日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

原届出書の「第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況 1財務諸表」については、以下の中間財務諸表に関する事項が追加されます。

<追加>

中間財務諸表

【JPM新成長株オープン】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

| | 前計算期間末 (平成29年3月21日現在) | 当中間計算期間末 (平成29年9月21日現在) |
|-----------------|--------------------------|----------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 43,068,463 | 15,341,353 |
| 株式 | 1,228,426,000 | 1,377,386,560 |
| 投資証券 | 10,998,000 | 10,509,000 |
| 未収入金 | - | 4,617,710 |
| 未収配当金 | 1,155,261 | 904,124 |
| 流動資産合計 | 1,283,647,724 | 1,408,758,747 |
| 資産合計 | 1,283,647,724 | 1,408,758,747 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払金 | 665,965 | 1,638,781 |
| 未払収益分配金 | 20,970,219 | - |
| 未払解約金 | - | 1,416,000 |
| 未払受託者報酬 | 671,812 | 719,026 |
| 未払委託者報酬 | 7,591,337 | 8,124,912 |
| 未払利息 | 106 | 37 |
| その他未払費用 | 134,304 | 143,741 |
| 流動負債合計 | 30,033,743 | 12,042,497 |
| 負債合計 | 30,033,743 | 12,042,497 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 1,524,255,468 | 1,498,836,471 |
| 剰余金 | | |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 729,358,513 | 897,879,779 |
| (分配準備積立金) | 474,513,048 | 451,338,076 |
| 元本等合計 | 1,253,613,981 | 1,396,716,250 |
| 純資産合計 | 1,253,613,981 | 1,396,716,250 |
| 負債純資産合計 | 1,283,647,724 | 1,408,758,747 |

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 前中間計算期間 (自 平成28年 3月23日 至 平成28年 9月22日) | 当中間計算期間 (自 平成29年 3月22日 至 平成29年 9月21日) |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 8,343,468 | 10,019,370 |
| 有価証券売買等損益 | 33,826,857 | 208,776,786 |
| その他収益 | 2,655 | 3,620 |
| 営業収益合計 | 25,480,734 | 218,799,776 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 21,742 | 8,258 |
| 受託者報酬 | 701,920 | 719,026 |
| 委託者報酬 | 7,931,708 | 8,124,912 |
| その他費用 | 141,121 | 144,200 |
| 営業費用合計 | 8,796,491 | 8,996,396 |
| 営業利益又は営業損失（ ） | 34,277,225 | 209,803,380 |
| 経常利益又は経常損失（ ） | 34,277,225 | 209,803,380 |
| 中間純利益又は中間純損失（ ） | 34,277,225 | 209,803,380 |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ） | 966,688 | 5,934,670 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | 743,642,443 | 729,358,513 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 226,042 | 284,885 |
| 中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 226,042 | 284,885 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 43,809,375 | 35,632,329 |
| 中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 43,809,375 | 35,632,329 |
| 分配金 | - | - |
| 中間剰余金又は中間欠損金（ ） | 666,748,573 | 897,879,779 |

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | 当中間財務諸表対象期間 |
|------------------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準および評価方法 | <p>株式および投資証券 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における最終相場（外貨建証券の場合は知りうる直近の最終相場）で評価しております。 当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における気配相場で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> |
| 2. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>中間計算期間末日の取扱い 平成29年3月20日が休日のため、信託約款第39条により、第23期計算期間末日を平成29年3月21日としており、当中間計算期間末日を平成29年9月21日としております。</p> |

(中間貸借対照表に関する注記)

| 区分 | 前計算期間末 (平成29年3月21日現在) | 当中間計算期間末 (平成29年9月21日現在) |
|-------------------------------|--------------------------|----------------------------|
| 1 期首元本額 | 590,522,939円 | 524,255,468円 |
| 期中追加設定元本額 | 293,154円 | 193,003円 |
| 期中一部解約元本額 | 66,560,625円 | 25,612,000円 |
| 受益権の総数 | 1,048,510,993口 | 997,673,004口 |
| 1 口当たりの純資産額 (1 万口当たりの純資産額) | 1.1956円 (11,956円) | 1.4000円 (14,000円) |

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

| | 前計算期間末または当中間計算期間末 |
|-------------------------|--|
| 1. 中間貸借対照表計上額、時価およびその差額 | 中間貸借対照表計上額は前計算期間末または当中間計算期間末の時価で計上しているため、その差額はありません。 |

| | |
|----------------------------|--|
| 2. 時価の算定方法 | (1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。 |

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

原届出書の「第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況 2ファンドの現況」について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

【純資産額計算書】

(平成29年10月20日現在)

| 種類 | 金額 | 単位 |
|----------------|---------------|----|
| 資産総額 | 1,443,261,124 | 円 |
| 負債総額 | 2,778,465 | 円 |
| 純資産総額(-) | 1,440,482,659 | 円 |
| 発行済口数 | 991,606,551 | 口 |
| 1口当たり純資産額(/) | 1.4527 | 円 |

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

資本金の額（平成29年4月末現在）

（略）

投資運用の意思決定機構

（略）

（注）前記（イ）、（ロ）および（ハ）の意思決定機構、組織名称等は、平成29年4月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

資本金の額（平成29年10月末現在）

（略）

投資運用の意思決定機構

（略）

（注）前記（イ）、（ロ）および（ハ）の意思決定機構、組織名称等は、平成29年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

届出書の「第三部委託会社等の情報 第1委託会社等の概況 2事業の内容及び営業の概況」について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として当該証券投資信託および投資一任契約に基づき委託された資産の運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める以下の業務を行っています。

- ・投資助言・代理業
- ・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱いに関する第一種金融商品取引業
- ・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い、および証券投資信託の募集または私募に関する第二種金融商品取引業

委託会社が設定・運用している投資信託は、平成29年10月末現在以下のとおりです（親投資信託は本数のみ。）。

| | 本数 | 純資産額（百万円） |
|-------------|-----|-----------|
| 公募追加型株式投資信託 | 76 | 834,520 |
| 公募単位型株式投資信託 | - | - |
| 公募追加型債券投資信託 | - | - |
| 公募単位型債券投資信託 | - | - |
| 私募投資信託 | 61 | 3,207,809 |
| 総合計 | 137 | 4,042,329 |
| 親投資信託 | 53 | - |

（注）百万円未満は四捨五入

3【委託会社等の経理状況】

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

1. 委託会社である J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の財務諸表について、P w C あらた有限責任監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

千円単位未満切捨て

| | | 第26期 (平成28年3月31日) | | | 第27期 (平成29年3月31日) | | |
|-----------|----------|----------------------|------------|-------|----------------------|------------|-------|
| 資産の部 | | | | | | | |
| 区分 | 注記 番号 | 内訳 | 金額 | 構成比 | 内訳 | 金額 | 構成比 |
| | | (千円) | (千円) | (%) | (千円) | (千円) | (%) |
| 流動資産 | | | | | | | |
| 現金及び預金 | | | 8,061,159 | | | 7,919,624 | |
| 未収還付法人税等 | | | 324,262 | | | - | |
| 前払費用 | | | 16,818 | | | 81,921 | |
| 未収入金 | | | 354,289 | | | 94,878 | |
| 未収委託者報酬 | | | 2,162,453 | | | 2,164,813 | |
| 未収収益 | | | 1,290,411 | | | 1,516,624 | |
| 関係会社短期貸付金 | | | 5,569,000 | | | 4,010,000 | |
| 繰延税金資産 | | | 260,451 | | | - | |
| その他 | | | 53,086 | | | 14,622 | |
| 流動資産計 | | | 18,091,934 | 92.1 | | 15,802,485 | 82.1 |
| 固定資産 | | | | | | | |
| 投資その他の資産 | | | 1,553,283 | | | 3,452,553 | |
| 関係会社株式 | | 60,000 | | | 60,000 | | |
| 投資有価証券 | | 751,627 | | | 2,759,853 | | |
| 敷金保証金 | | 630,775 | | | 566,849 | | |
| 前払年金費用 | | 35,340 | | | 46,350 | | |
| 繰延税金資産 | | 56,038 | | | - | | |
| その他 | | 19,500 | | | 19,500 | | |
| 固定資産計 | | | 1,553,283 | 7.9 | | 3,452,553 | 17.9 |
| 資産合計 | | | 19,645,217 | 100.0 | | 19,255,038 | 100.0 |

千円単位未満切捨て

| | | 第26期 (平成28年3月31日) | | | 第27期 (平成29年3月31日) | | |
|---------|----------|----------------------|-----------|------|----------------------|-----------|------|
| 負債の部 | | | | | | | |
| 区分 | 注記 番号 | 内訳 | 金額 | 構成比 | 内訳 | 金額 | 構成比 |
| | | (千円) | (千円) | (%) | (千円) | (千円) | (%) |
| 流動負債 | | | | | | | |
| 預り金 | | | 107,837 | | | 175,021 | |
| 未払金 | | | 1,798,391 | | | 1,701,719 | |
| 未払手数料 | | 1,038,657 | | | 1,022,204 | | |
| その他未払金 | | 759,734 | | | 679,514 | | |
| 未払費用 | 1 | | 853,500 | | | 519,313 | |
| 未払法人税等 | | | - | | | 171,122 | |
| 賞与引当金 | | | 494,736 | | | 564,151 | |
| 役員賞与引当金 | | | - | | | 29,369 | |
| 流動負債計 | | | 3,254,465 | 16.6 | | 3,160,696 | 16.4 |
| 固定負債 | | | | | | | |
| 長期未払金 | | | 269,844 | | | 270,047 | |
| 賞与引当金 | | | 404,551 | | | 343,597 | |
| 役員賞与引当金 | | | 131,169 | | | 215,556 | |
| 固定負債計 | | | 805,564 | 4.1 | | 829,201 | 4.3 |
| 負債合計 | | | 4,060,030 | 20.7 | | 3,989,897 | 20.7 |

千円単位未満切捨て

| | | 第26期 (平成28年3月31日) | | | 第27期 (平成29年3月31日) | | |
|--------------|----------|----------------------|------------|-------|----------------------|------------|-------|
| 純資産の部 | | | | | | | |
| 区分 | 注記 番号 | 内訳 | 金額 | 構成比 | 内訳 | 金額 | 構成比 |
| | | (千円) | (千円) | (%) | (千円) | (千円) | (%) |
| 株主資本 | | | | | | | |
| 資本金 | | | 2,218,000 | 11.3 | | 2,218,000 | 11.5 |
| 資本剰余金 | | | 1,000,000 | 5.1 | | 1,000,000 | 5.2 |
| 資本準備金 | | 1,000,000 | | | 1,000,000 | | |
| 利益剰余金 | | | 12,400,766 | 63.1 | | 12,088,317 | 62.8 |
| 利益準備金 | | 33,676 | | | 33,676 | | |
| その他利益剰余金 | | | | | | | |
| 繰越利益剰余金 | | 12,367,089 | | | 12,054,640 | | |
| 株主資本計 | | | 15,618,766 | 79.5 | | 15,306,317 | 79.5 |
| 評価・換算差額等 | | | | | | | |
| その他有価証券評価差額金 | | | 33,579 | 0.2 | | 41,176 | 0.2 |
| 評価・換算差額等計 | | | 33,579 | 0.2 | | 41,176 | 0.2 |
| 純資産合計 | | | 15,585,186 | 79.3 | | 15,265,140 | 79.3 |
| 負債・純資産合計 | | | 19,645,217 | 100.0 | | 19,255,038 | 100.0 |

(2) 【損益計算書】

| 区分 | 注記 番号 | 第26期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日) | | | 第27期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日) | | |
|---------|----------|-------------------------------------|------------|-------|-------------------------------------|------------|-------|
| | | 内訳 | 金額 | 百分比 | 内訳 | 金額 | 百分比 |
| | | (千円) | (千円) | (%) | (千円) | (千円) | (%) |
| 営業収益 | | | | | | | |
| 委託者報酬 | | | 11,803,978 | | | 10,502,704 | |
| 運用受託報酬 | | | 6,734,573 | | | 6,255,461 | |
| 業務受託報酬 | | | 1,030,380 | | | 930,841 | |
| その他営業収益 | | | 217,644 | | | 233,636 | |
| 営業収益計 | | | 19,786,577 | 100.0 | | 17,922,643 | 100.0 |
| 営業費用 | | | | | | | |
| 支払手数料 | | | 5,375,242 | | | 4,853,805 | |
| 広告宣伝費 | | | 273,936 | | | 206,076 | |
| 調査費 | | | 2,188,608 | | | 1,932,704 | |
| 委託調査費 | | 1,797,395 | | | 1,557,743 | | |
| 調査費 | | 384,421 | | | 367,964 | | |
| 図書費 | | 6,792 | | | 6,996 | | |
| 委託計算費 | | | 283,987 | | | 259,648 | |
| 営業雑経費 | | | 295,177 | | | 275,317 | |
| 通信費 | | 26,793 | | | 18,593 | | |
| 印刷費 | | 236,283 | | | 224,875 | | |
| 協会費 | | 27,220 | | | 27,416 | | |
| 諸会費 | | 4,879 | | | 4,432 | | |
| 営業費用計 | | | 8,416,952 | 42.6 | | 7,527,551 | 42.0 |

| 区分 | 注記 番号 | 第26期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日) | | | 第27期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日) | | |
|---------------|----------|-------------------------------------|------------|------|-------------------------------------|------------|------|
| | | 内訳 | 金額 | 百分比 | 内訳 | 金額 | 百分比 |
| | | (千円) | (千円) | (%) | (千円) | (千円) | (%) |
| 一般管理費 | | | | | | | |
| 給料 | | | 5,190,158 | | | 5,191,023 | |
| 役員報酬 | | 138,136 | | | 98,502 | | |
| 給料・手当 | | 3,474,487 | | | 3,482,336 | | |
| 賞与 | | 633,918 | | | 761,594 | | |
| 賞与引当金繰入額 | | 806,219 | | | 564,129 | | |
| 役員賞与 | | 94,861 | | | 142,286 | | |
| 役員賞与引当金繰入額 | | 42,534 | | | 142,172 | | |
| 福利厚生費 | | | 419,310 | | | 425,804 | |
| 交際費 | | | 27,010 | | | 21,435 | |
| 寄付金 | | | 5,196 | | | 12,137 | |
| 旅費交通費 | | | 171,205 | | | 175,300 | |
| 租税公課 | | | 85,827 | | | 120,270 | |
| 不動産賃借料 | | | 1,144,616 | | | 1,157,897 | |
| 退職給付費用 | | | 270,881 | | | 280,167 | |
| 退職金 | | | 44,440 | | | 452,126 | |
| 役員退職慰労金 | | | 73,000 | | | 37,000 | |
| 消耗器具備品費 | | | 100,533 | | | 53,010 | |
| 事務委託費 | | | 344,922 | | | 344,828 | |
| 関係会社等配賦経費 | | | 3,123,130 | | | 2,369,810 | |
| 諸経費 | | | 182,893 | | | 96,976 | |
| 一般管理費計 | | | 11,183,126 | 56.5 | | 10,737,789 | 59.9 |
| 営業利益又は営業損失() | | | 186,497 | 0.9 | | 342,697 | 1.9 |

| 区分 | 注記 番号 | 第26期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日) | | | 第27期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日) | | |
|---------------------|----------|-------------------------------------|---------|-----|-------------------------------------|---------|-----|
| | | 内訳 | 金額 | 百分比 | 内訳 | 金額 | 百分比 |
| | | (千円) | (千円) | (%) | (千円) | (千円) | (%) |
| 営業外収益 | | | | | | | |
| 受取配当金 | 1 | 290,744 | | | 465,000 | | |
| 投資有価証券売却益 | | 0 | | | 25,787 | | |
| 受取利息 | 1 | 27,892 | | | 17,222 | | |
| 為替差益 | | - | | | 42,082 | | |
| その他営業外収益 | | 41,994 | | | 36,197 | | |
| 営業外収益計 | | | 360,631 | 1.9 | | 586,291 | 3.3 |
| 営業外費用 | | | | | | | |
| 投資有価証券売却損 | | - | | | 39,665 | | |
| 為替差損 | | 9,906 | | | - | | |
| その他営業外費用 | | 5,785 | | | 18 | | |
| 営業外費用計 | | | 15,692 | 0.1 | | 39,684 | 0.2 |
| 経常利益 | | | 531,436 | 2.7 | | 203,909 | 1.2 |
| 税引前当期純利益 | | | 531,436 | 2.7 | | 203,909 | 1.2 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | | 230,061 | 1.2 | | 214,690 | 1.2 |
| 法人税等調整額 | | | 97,827 | 0.5 | | 301,667 | 1.7 |
| 当期純利益又は当期純損失 () | | | 203,547 | 1.0 | | 312,448 | 1.7 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

第26期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|--------|---------------------|------------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | |
| 当期首残高 | 2,218,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 33,676 | 12,163,541 | 12,197,218 | 15,415,218 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 当期純利益 | - | - | - | - | 203,547 | 203,547 | 203,547 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | - | - | - | - | - | - | - |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | 203,547 | 203,547 | 203,547 |
| 当期末残高 | 2,218,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 33,676 | 12,367,089 | 12,400,766 | 15,618,766 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---------------------|--------------|------------|------------|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 0 | 0 | 15,415,218 |
| 当期変動額 | | | |
| 当期純利益 | - | - | 203,547 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 33,579 | 33,579 | 33,579 |
| 当期変動額合計 | 33,579 | 33,579 | 169,968 |
| 当期末残高 | 33,579 | 33,579 | 15,585,186 |

第27期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | |
|-----------------------------|-----------|-----------|-------------|--------|-----------------------------|-------------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | 株主資本 合計 |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合計 | 利益準備金 | その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | |
| 当期首残高 | 2,218,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 33,676 | 12,367,089 | 12,400,766 | 15,618,766 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 当期純損失 （ ） | - | - | - | - | 312,448 | 312,448 | 312,448 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額） | - | - | - | - | - | - | - |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | 312,448 | 312,448 | 312,448 |
| 当期末残高 | 2,218,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 33,676 | 12,054,640 | 12,088,317 | 15,306,317 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-----------------------------|----------------------|--------------------|------------|
| | その他有 価証券評 価差額金 | 評価・換 算差額等 合計 | |
| 当期首残高 | 33,579 | 33,579 | 15,585,186 |
| 当期変動額 | | | |
| 当期純損失 （ ） | - | - | 312,448 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額） | 7,597 | 7,597 | 7,597 |
| 当期変動額合計 | 7,597 | 7,597 | 320,046 |
| 当期末残高 | 41,176 | 41,176 | 15,265,140 |

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給、及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給、及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員に対する退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務と年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上しております。ただし、当事業年度末においては、年金資産の額が、退職給付債務に未認識数理計算上の差異等を加減した額を超過するため、資産の部に前払年金費用を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。

3．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

（貸借対照表関係）

| 第26期 （平成28年3月31日） | 第27期 （平成29年3月31日） |
|--|---|
| 1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。 未払費用 377,572千円 | 関係会社項目 関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもの以外に注記すべき事項はありません。 |

（損益計算書関係）

| 第26期 （自平成27年4月1日 至平成28年3月31日） | 第27期 （自平成28年4月1日 至平成29年3月31日） |
|--|--|
| 1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 関係会社からの受取利息 27,891千円 関係会社からの受取配当金 290,000千円 | 1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 関係会社からの受取利息 17,222千円 関係会社からの受取配当金 465,000千円 |

（株主資本等変動計算書関係）

第26期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 当事業年度期首 株式数（株） | 当事業年度 増加株式数（株） | 当事業年度 減少株式数（株） | 当事業年度末 株式数（株） |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 56,265 | - | - | 56,265 |
| 合計 | 56,265 | - | - | 56,265 |

第27期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 当事業年度期首 株式数（株） | 当事業年度 増加株式数（株） | 当事業年度 減少株式数（株） | 当事業年度末 株式数（株） |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 56,265 | - | - | 56,265 |
| 合計 | 56,265 | - | - | 56,265 |

（リース取引関係）

| 第26期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日) | 第27期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日) |
|--|--|
| オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は以下のとおりであります。 | オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は以下のとおりであります。 |
| 1年以内 598,763千円 | 1年以内 672,813千円 |
| 1年超 2,209,287千円 | 1年超 2,019,195千円 |
| <u>合計 2,808,051千円</u> | <u>合計 2,692,009千円</u> |

（金融商品関係）

(1) 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

自社が設定する投資信託やグループ会社が運用する投資信託について、その設定時に運用上十分な信託財産があることが見込めない場合に、「シードキャピタル」として当該投資信託を自己資金により取得することがあります。

当社は、営業活動援助のため、子会社であるJPMAMジャパン・ケイマン・ファンド・リミテッドへの短期貸付を行っております。

金融商品の内容及びそのリスク

営業債権のうち、自社が設定・運用する投資信託から受領する未収委託者報酬、及び未収収益のうち国内年金基金等から受領する債権については信託銀行により分別管理されている信託財産から回収され、一般債権とは異なり、信用リスクは極めて低いと認識しております。海外グループ会社に対する未収収益は未払費用と部分的に相殺され、信用リスクが軽減されております。また、外貨建て債権の未収収益については為替の変動リスクに晒されておりますが、外貨建て債務と部分的に相殺され、為替変動リスクが軽減されております。

営業債務である未払金は基本的に3ヶ月以内の支払い期日であり、未払手数料、及び未払費用についてはそのほとんどが6ヶ月以内の支払い期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、上述の通り外貨建て債権と部分的に相殺され、リスクが軽減されております。

関係会社に対し短期貸付を行っており、関係会社短期貸付金は貸出先の信用リスクに晒されております。関係会社短期貸付金は、3ヶ月の期日であり、金利の変動リスクは僅少です。

投資有価証券は、上述のシードキャピタルであり、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金保証金は建物等の賃貸契約に関連する保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

金融商品に係るリスク管理体制

() 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権のうち、海外グループ会社に対する未収収益は担当部署が各関係会社ごとに期日及び残高を定期的に管理し、回収懸念の早期把握を図っております。

関係会社短期貸付金は、子会社であるJPMAMジャパン・ケイマン・ファンド・リミテッドの営業活動から得られるキャッシュ・フローをモニタリングしており、貸倒や回収遅延の懸念はほぼないと認識しております。

() 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債権債務のうち、大半を占める米国ドル建ての債権債務に対しての為替変動リスクについては担当部署が月次でモニタリングしており、債権もしくは債務の超過に対して米国ドル建て預金と円建て預金との間で資金移動をして為替変動リスクの軽減に努めております。

() 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適宜資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。また、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（（注）2．参照）。

第26期（平成28年3月31日）

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---------------|------------|------------|-------|
| (1) 現金及び預金 | 8,061,159 | 8,061,159 | - |
| (2) 未収入金 | 354,289 | 354,289 | - |
| (3) 未収委託者報酬 | 2,162,453 | 2,162,453 | - |
| (4) 未収収益 | 1,290,411 | 1,290,411 | - |
| (5) 関係会社短期貸付金 | 5,569,000 | 5,569,000 | - |
| (6) 投資有価証券 | 751,627 | 751,627 | - |
| (7) 敷金保証金 | 630,775 | 633,182 | 2,407 |
| 資産計 | 18,819,717 | 18,822,124 | 2,407 |
| (1) 未払手数料 | 1,038,657 | 1,038,657 | - |
| (2) その他未払金 | 759,734 | 759,734 | - |
| (3) 未払費用 | 853,500 | 853,500 | - |
| (4) 長期未払金 | 269,844 | 270,985 | 1,141 |
| 負債計 | 2,921,735 | 2,922,877 | 1,141 |

(注) 1 . 金融商品の時価算定方法

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 未収入金、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収収益及び(5) 関係会社短期貸付金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (6) 投資有価証券
これらは投資信託であり、時価は市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額によっております。
- (7) 敷金保証金
敷金保証金の時価については、当該保証金の返還時期を基に、日本国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

- (1) 未払手数料、(2) その他未払金、及び(3) 未払費用
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 長期未払金
長期未払金の時価については、当該未払金の支払までの期間を基に、日本国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。
- (注) 2 . 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| | 貸借対照表計上額 |
|--------|----------|
| 関係会社株式 | 60,000 |

関係会社株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

第27期（平成29年3月31日）

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---------------|------------|------------|-----|
| (1) 現金及び預金 | 7,919,624 | 7,919,624 | - |
| (2) 未収委託者報酬 | 2,164,813 | 2,164,813 | - |
| (3) 未収収益 | 1,516,624 | 1,516,624 | - |
| (4) 関係会社短期貸付金 | 4,010,000 | 4,010,000 | - |
| (5) 投資有価証券 | 2,759,853 | 2,759,853 | - |
| (6) 敷金保証金 | 566,849 | 565,851 | 998 |
| 資産計 | 18,937,765 | 18,936,766 | 998 |
| (1) 未払手数料 | 1,022,204 | 1,022,204 | - |
| (2) その他未払金 | 679,514 | 679,514 | - |
| (3) 未払費用 | 519,313 | 519,313 | - |
| (4) 長期未払金 | 270,047 | 269,540 | 506 |
| 負債計 | 2,491,079 | 2,490,573 | 506 |

(注) 1. 金融商品の時価算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益及び(4) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額によっております。

(6) 敷金保証金

敷金保証金の時価については、当該保証金の返還時期を基に、日本国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、及び(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期未払金

長期未払金の時価については、当該未払金の支払までの期間を基に、日本国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2 . 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| | 貸借対照表計上額 |
|--------|----------|
| 関係会社株式 | 60,000 |

関係会社株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第26期（平成28年3月31日）

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|-----------|------------|-------------|--------------|------|
| 現金及び預金 | 8,061,159 | - | - | - |
| 未収入金 | 354,289 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 2,162,453 | - | - | - |
| 未収収益 | 1,290,411 | - | - | - |
| 関係会社短期貸付金 | 5,569,000 | - | - | - |
| 敷金保証金 | - | 630,775 | - | - |
| 合計 | 17,437,313 | 630,775 | - | - |

第27期（平成29年3月31日）

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|-----------|------------|-------------|--------------|------|
| 現金及び預金 | 7,919,624 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 2,164,813 | - | - | - |
| 未収収益 | 1,516,624 | - | - | - |
| 関係会社短期貸付金 | 4,010,000 | - | - | - |
| 敷金保証金 | - | 521,736 | 45,113 | - |
| 合計 | 15,611,062 | 521,736 | 45,113 | - |

（有価証券関係）

1．関係会社株式

関係会社株式（第26期の貸借対照表計上額は60,000千円、第27期の貸借対照表計上額は60,000千円）については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、記載しておりません。

2．その他有価証券

第26期（平成28年3月31日）

（単位：千円）

| | 種類 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|----------------------|---------|----------|---------|--------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | その他投資信託 | - | - | - |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | その他投資信託 | 751,627 | 800,030 | 48,403 |
| 合計 | | 751,627 | 800,030 | 48,403 |

第27期（平成29年3月31日）

（単位：千円）

| | 種類 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|----------------------|---------|-----------|-----------|--------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | その他投資信託 | - | - | - |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | その他投資信託 | 2,759,853 | 2,801,030 | 41,176 |
| 合計 | | 2,759,853 | 2,801,030 | 41,176 |

3．当事業年度中に売却したその他有価証券

第26期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

（単位：千円）

| 種類 | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|---------|-----|---------|---------|
| その他投資信託 | 20 | 0 | - |

第27期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

（単位：千円）

| 種類 | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|---------|---------|---------|---------|
| その他投資信託 | 786,122 | 25,787 | 39,665 |

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出型年金制度、及びキャッシュバランス型年金制度を採用しております。

2．キャッシュバランス型年金制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | 第26期 (平成28年3月31日) | 第27期 (平成29年3月31日) |
|--------------|----------------------|----------------------|
| | (千円) | (千円) |
| 退職給付債務の期首残高 | 1,303,125 | 1,410,557 |
| 勤務費用 | 194,710 | 193,312 |
| 利息費用 | 10,425 | 5,642 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 10,721 | 13,617 |
| 退職給付の支払額 | 108,424 | 157,246 |
| 退職給付債務の期末残高 | 1,410,557 | 1,438,648 |

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

| | 第26期 (平成28年3月31日) | 第27期 (平成29年3月31日) |
|--------------|----------------------|----------------------|
| | (千円) | (千円) |
| 年金資産の期首残高 | 1,489,541 | 1,506,662 |
| 期待運用収益 | 13,406 | 12,053 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 78,996 | 43,384 |
| 事業主からの拠出額 | 191,135 | 191,747 |
| 退職給付の支払額 | 108,424 | 157,246 |
| 年金資産の期末残高 | 1,506,662 | 1,596,600 |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

| | 第26期 (平成28年3月31日) | 第27期 (平成29年3月31日) |
|---------------------|----------------------|----------------------|
| | (千円) | (千円) |
| 積立型制度の退職給付債務 | 1,410,557 | 1,438,648 |
| 年金資産 | 1,506,662 | 1,596,600 |
| | 96,105 | 157,952 |
| 未認識数理計算上の差異 | 59,833 | 111,084 |
| 未認識過去勤務費用 | 932 | 518 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 35,340 | 46,350 |
| 前払年金費用 | 35,340 | 46,350 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 35,340 | 46,350 |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | 第26期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日) | 第27期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日) |
|-----------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| | (千円) | (千円) |
| 勤務費用 | 194,710 | 193,312 |
| 利息費用 | 10,425 | 5,642 |
| 期待運用収益 | 13,406 | 12,053 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 17,867 | 5,775 |
| 過去勤務債務の費用処理額 | 2,909 | 414 |
| その他(注1) | 16,685 | 18,916 |
| キャッシュバランス型年金制度に係る退職給付費用(注2) | 187,638 | 199,628 |

(注1) その他の金額は、主に当社への出向者分の退職給付費用であります。

(注2) 当社からの出向者分の退職給付費用は、上記金額に含まれておりません。

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

| | 第26期 (平成28年3月31日) | 第27期 (平成29年3月31日) |
|--------|----------------------|----------------------|
| 債券 | 48% | 51% |
| 株式 | 23% | 21% |
| 現金及び預金 | 29% | 28% |
| 合計 | 100% | 100% |

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

| | 第26期 (平成28年3月31日) | 第27期 (平成29年3月31日) |
|---------------|----------------------|----------------------|
| 主要な数理計算上の計算基礎 | | |
| 割引率 | 0.8% | 0.4% |
| 長期期待運用収益率 | 0.9% | 0.8% |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、第26期事業年度83,243千円、第27期事業年度80,539千円でありませ

ず。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 第26期 (平成28年3月31日) | 第27期 (平成29年3月31日) |
|----------------------|----------------------|----------------------|
| (流動) | (千円) | (千円) |
| 繰延税金資産 | | |
| 未払費用 | 55,785 | 19,008 |
| 未払事業税 | - | 10,802 |
| 賞与引当金 | 206,730 | 174,097 |
| その他 | 13,825 | 2,084 |
| 繰延税金資産小計 | 276,341 | 205,992 |
| 評価性引当額 | - | 205,992 |
| 繰延税金資産合計 | 276,341 | - |
| 繰延税金負債 | | |
| 未収還付事業税 | 15,889 | - |
| 繰延税金資産又は繰延税金負債()の純額 | 260,451 | - |
| (固定) | (千円) | (千円) |
| 繰延税金資産 | | |
| 賞与引当金 | 70,430 | 105,620 |
| 長期未払費用 | 82,638 | 106,580 |
| その他有価証券評価差額金 | 14,822 | - |
| その他 | 5,553 | 15,056 |
| 繰延税金資産小計 | 173,443 | 227,256 |
| 評価性引当額 | 106,583 | 227,256 |
| 繰延税金資産合計 | 66,860 | - |
| 繰延税金負債 | | |
| 前払年金費用 | 10,822 | - |
| 繰延税金資産又は繰延税金負債()の純額 | 56,038 | - |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 第26期 (平成28年3月31日) | 第27期 (平成29年3月31日) |
|----------------------|----------------------|----------------------|
| 法定実効税率 | 33.06% | 30.86% |
| (調整) | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 17.43% | 68.83% |
| 評価性引当額 | 2.46% | 153.24% |
| 住民税等均等割 | 1.09% | 2.84% |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | 3.87% | - |
| その他 | 3.78% | 2.54% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 61.69% | 253.23% |

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

第26期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.06%から平成28年4月1日から平成30年3月31日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成30年4月1日以降に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.62%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は20,566千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第26期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

1. サービスごとの情報

（単位：千円）

| | 投資信託委託業務 | 投資一任及び 投資助言業務 | 業務受託報酬 | その他 | 合計 |
|-----------|------------|------------------|-----------|---------|------------|
| 外部顧客への売上高 | 11,803,978 | 6,734,573 | 1,030,380 | 217,644 | 19,786,577 |

2. 地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

| 日本 | その他 | 合計 |
|------------|-----------|------------|
| 15,580,299 | 4,206,277 | 19,786,577 |

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

第27期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

1. サービスごとの情報

（単位：千円）

| | 投資信託委託業務 | 投資一任及び 投資助言業務 | 業務受託報酬 | その他 | 合計 |
|-----------|------------|------------------|---------|---------|------------|
| 外部顧客への売上高 | 10,502,704 | 6,255,461 | 930,841 | 233,636 | 17,922,643 |

2. 地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

| 日本 | その他 | 合計 |
|------------|-----------|------------|
| 13,233,778 | 4,688,865 | 17,922,643 |

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

（関連当事者情報）

1．関連当事者との取引

第26期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

親会社

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|-----|-----------------------------|--------------|----------|-------|-------------------|-----------|-----------|----------|------|----------|
| 親会社 | J Pモルガン・アセット・マネジメント（アジア）インク | 米国 ニューヨーク | 1千米ドル | 持株会社 | 被所有 直接 100% | 役員の兼任 | 関係会社等配賦経費 | 377,572 | 未払費用 | 377,572 |

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

関係会社等配賦経費については、実際発生額に基づき負担しております。

子会社

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|-----|----------------------------|---------------------------|----------|-------------------|------------------|---------------|----------|------------|---------------|-----------|
| 子会社 | JPMAMジャパン・ケイマン・ファン・ド・リミテッド | 英国領 ケイマン諸島 グランドケイマン | 3,500千円 | 外国投資信託の管理会社としての業務 | 所有 直接 100% | 資金の貸借等及び役員の兼任 | 資金の貸付（注） | 25,937,000 | 関係会社 短期貸付金 | 5,569,000 |
| | | | | | | | 資金の回収 | 24,566,000 | | |
| | | | | | | | 受取利息 | 27,891 | 未収収益 | 2,217 |
| | | | | | | | 配当の受取 | 290,000 | - | - |

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間3ヶ月であります。なお、担保は受け入れておりません。

兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|-----------------|--|-------------|----------|----------------------|----------------|--------------------------|--------------|-----------|-------|----------|
| 最終的な親会社が同一である会社 | JPMorgan Asset Management (UK) Limited | 英国 ロンドン | 24百万ポンド | 投資運用業 | なし | 投資の助言または投資一任（当社からの運用再委託） | 調査費 | 1,136,095 | 未払費用 | 262,924 |
| 最終的な親会社が同一である会社 | ジェー・ピー・モルガン・サーピス・ジャパン・リミテッド 東京支店 | 東京都 千代田区 | 1千米ドル | 不動産の売買・賃貸借および総務の代行業等 | なし | 総務の代行 | 敷金保証金の預け入れ | 595,401 | 敷金保証金 | 595,401 |
| | | | | | | | 事務所退去費用の預け入れ | 30,481 | 未収入金 | 285,388 |

（注1）取引金額および期末残高には、消費税等は含まれておりません。

（注2）取引条件及び取引条件の決定方針等

調査費に関しては、運用の再委託の一般的な手数料率を勘案し、協議の上、再委託契約を結んで行っております。

第27期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

子会社

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|-----|---------------------------|-----------------------|----------|-------------------|----------------|---------------|----------|------------|---------------|-----------|
| 子会社 | JPMAMジャパン・ケイマン・ファンド・リミテッド | 英国領ケイマン諸島 グランドケイマン | 3,500千円 | 外国投資信託の管理会社としての業務 | 所有直接100% | 資金の貸借等及び役員の兼任 | 資金の貸付（注） | 17,226,000 | 関係会社 短期貸付金 | 4,010,000 |
| | | | | | | | 資金の回収 | 18,785,000 | | |
| | | | | | | | 受取利息 | 17,222 | 未収収益 | 2,403 |
| | | | | | | | 配当の受取 | 465,000 | - | - |

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間3ヶ月であります。なお、担保は受け入れておりません。

兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|-------------------------|--|-------------|--------------|----------------------|----------------|--------------|--------|-----------|-------|----------|
| 最終的な親会社 が同一である 会社 | JPMorgan Asset Management (UK) Limited | 英国 ロンドン | 24百万 ポンド | 投資運用業 | なし | 投資の助言または投資一任 | 運用受託報酬 | 1,436,993 | 未収収益 | 475,203 |
| | | | | | | | 調査費 | 1,090,963 | 未払費用 | 314,255 |
| 最終的な親会社 が同一である 会社 | JF Asset Management Limited | 香港 セントラル | 60百万 香港ドル | 投資運用業 | なし | 投資の助言または投資一任 | 運用受託報酬 | 529,053 | 未収収益 | 346,130 |
| 最終的な親会社 が同一である 会社 | ジェー・ピー・モルガン・サービス・ジャパン・リミテッド 東京支店 | 東京都 千代田区 | 1千米ドル | 不動産の売買・賃貸借および総務の代行業等 | なし | 総務の代行 | 不動産賃借料 | 26,070 | 敷金保証金 | 532,670 |

（注1）ジェー・ピー・モルガン・サービス・ジャパン・リミテッド東京支店に関するものを除き、取引金額および期末残高には、消費税等は含まれておりません。

（注2）取引条件及び取引条件の決定方針等

運用受託報酬及び調査費に関しては、運用の再委託の一般的な手数料率を勘案し、協議の上、再委託契約を結んで行っております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

直接親会社 J P モルガン・アセット・マネジメント（アジア）インク（非上場）

最終的な親会社 J P モルガン・チェース・アンド・カンパニー（ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所に上場）

（ 1 株当たり情報）

| | 第26期 （自平成27年4月1日 至平成28年3月31日） | 第27期 （自平成28年4月1日 至平成29年3月31日） |
|---------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 1株当たり純資産額 | 276,996.12円 | 271,307.93円 |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（ ） | 3,617.66円 | 5,553.17円 |

なお、当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在していないため記載しておりません。また、前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

1株当たりの当期純利益の算定上の基礎

| | 第26期 （自平成27年4月1日 至平成28年3月31日） | 第27期 （自平成28年4月1日 至平成29年3月31日） |
|------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 損益計算書上の当期純利益又は当期純損失（ ） | 203,547千円 | 312,448千円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | - | - |
| 普通株式に係る当期純利益又は当期純損失（ ） | 203,547千円 | 312,448千円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 56,265株 | 56,265株 |

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

原届出書の「第三部委託会社等の情報 第2 その他の関係法人の概況 1 名称、資本金の額及び事業の内容」について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

(1) 受託会社

名 称 みずほ信託銀行株式会社

資本金の額 247,369百万円（平成29年3月末現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名 称 : 資産管理サービス信託銀行株式会社

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的: 原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

| 名 称 | 資本金の額 (平成29年3月末現在) | 事業の内容 |
|----------|-----------------------|-------------------------------|
| 丸三証券株式会社 | 10,000百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |

独立監査人の中間監査報告書

平成29年11月1日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒川 進指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山口 健志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJPM新成長株オープンの平成29年3月22日から平成29年9月21日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、JPM新成長株オープンの平成29年9月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成29年3月22日から平成29年9月21日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

JPMモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成29年6月15日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒川 進指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山口 健志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJ P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。